

令和 5 年度第 2 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 6 年 2 月 6 日

担当部・課：保健福祉部保健福祉総務課〔内線 2 4 6 8〕

① 件 名		
石巻市奨学金返還支援事業の見直しについて		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】</p> <p>地域包括ケアシステムの推進に必要な医療及び福祉人材の確保と定住促進を図るため、平成 2 8 年度から奨学金返還支援事業を実施しており、これまで対象者の拡大、助成金の額及び助成対象期間の見直しを行ってきたほか、申請手続きの見直しについて検討してきた。</p> <p>【目的】</p> <p>申請手続きの簡略化により、申請者の利便性向上と負担軽減を図るもの。</p>		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】</p> <p>石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱（平成 2 8 年告示第 1 1 4 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち</p> <p>第 5 節 みんなが共に支え合う地域共生社会の実現</p> <p>2 地域で支える活動と在宅医療・介護の連携を推進する</p>		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
平成 2 8 年	4 月	石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱制定
平成 2 9 年	4 月	石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱の一部改正 （助成対象者に保育士、助産師を追加）
令和 5 年	4 月	石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱の一部改正 （助成金の額及び助成対象期間の見直し）
令和 6 年	1 月	現行制度における令和 6 年度当初予算裁定
⑤ 主な内容		
・見直し内容		
	改正後	現行
助成対象者 ※いずれも満たすこと	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住者（助成金の交付を申請する<u>前年度の末日まで</u>継続して居住） ・(省略) 助成金の交付を申請する<u>前年度の末日まで</u>市内事業所に在職していた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住者（助成金の交付を申請する年度の末日まで継続して居住） ・(省略) 助成金の交付を申請する年度の末日まで継続して当該市内事業所に在職する者
対象となる奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金の交付を申請する<u>前年度の返還金</u> ※石巻市に居住した期間又は市内事業所に就労した期間が 1 年に満たない者の助成対象額は、返還金額を居住月数又は就労月数のうちいずれか短い方の月数分を対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金の交付を申請する年度の返還金
助成対象期間	現行と同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金の交付の対象となった最初の月から起算して 6 年
提出書類及び申請期間	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書兼実績報告書：5 月から 9 月まで（予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書：4 月（もしくは 1 0 月） ・実績報告書：交付決定を受けた翌年度の 4 月 2 0 日まで

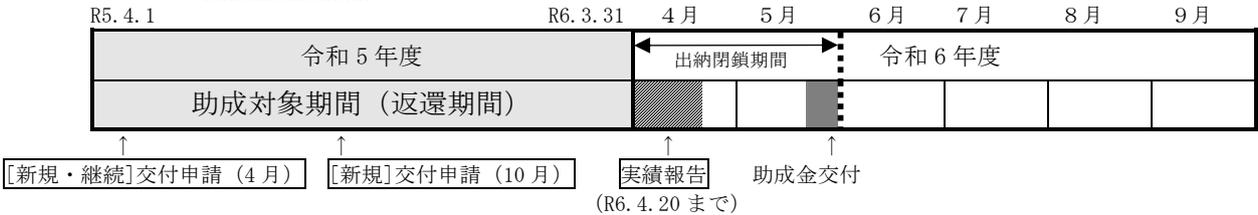
申請方法	・原則オンライン申請 ※紙申請での受付も可	・紙申請
------	--------------------------	------

※復興企画部が実施する「石巻市定住促進奨学金返還支援事業」並びに本事業の助成金の交付を受ける場合は、通算して6年を限度とする。また、併用する事はできない。

【参考】

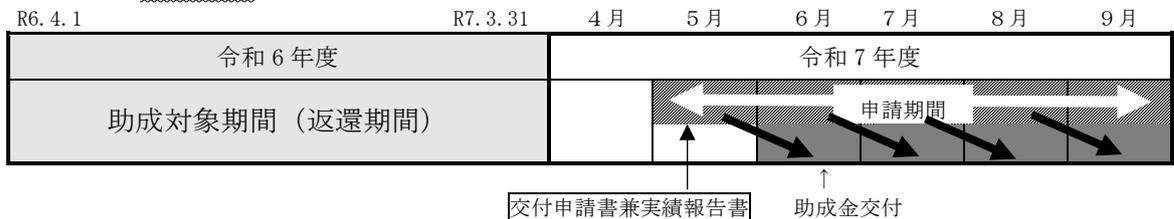
(現行) 4月(新規申請者に限り10月も可)に申請書を提出し、助成金の交付決定を受けた翌年度の4月20日までに実績報告書を提出。

→助成対象期間の当該年度予算にて5月下旬に助成金交付。



(改正後) 対象年度の翌年5月～9月(予定)に交付申請書兼実績報告書を提出。

→申請年度の当該年度予算にて翌月(又は翌々月)に助成金交付。



⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

各年度における手続きが2回から1回に省略となるほか、オンラインでの手続きが可能となることで、申請者の利便性向上が図られる。

【市財政への負担】(令和6年度当初予算)

16,000千円 ※当初予算内で対応
(財源) 一般財源(特別交付税措置 措置率1/2)

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内自治体における奨学金返還支援

市町村名	目的		助成額等
	定住促進	人材確保	
仙台市	○		年額18万円上限、最長3年間
気仙沼市		○	年額10万円上限(返還額の1/2補助)、最長3年間
東松島市	○	○	年額20万円上限、最長5年度(1人当たり60万円上限) 定住加算金(初年度のみ)40万円(5年間の定住が条件)
加美町	○		年額20万円上限(返還額の2/3補助)、最長5年度
石巻市	○	○	年額10万円上限(返還額の1/2補助)、最長6年間 ※一部経過措置あり

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

- 令和6年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案
- 3月 石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱の一部改正
(施行予定年月日: 令和6年4月1日)
- 4月 市報、市ホームページ等による周知

⑨ その他